

「はりまや町一宮線（はりまや工区）工事アドバイザー」設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、平成29年6月に設置した「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」（以下「まちづくり協議会」という。）において、都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）（以下「はりまや工区」という。）の果たすべき役割や、新堀川の水辺や史跡等を活かしたまちづくりについて検討が行われ、平成30年2月に工事中断区間の整備のあり方について、「新たな道路計画案」で進めるべきとの提言が取りまとめられたことから、同計画案を基本としたはりまや工区の整備事業の実効性等について、各分野の専門家を「はりまや町一宮線（はりまや工区）工事アドバイザー」（以下「工事アドバイザー」という。）として選任し、助言や提案を受けることにより、新たな道路計画案に沿った整備の実現を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 工事アドバイザーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、助言や提案を行う。

- (1) 安全で円滑な交通の確保に関すること
- (2) 希少動植物の保全等に関すること
- (3) 石垣の保存及び復元・再生等に関すること
- (4) 新堀川の水辺や史跡等を活かしたまちづくりに資する整備に関すること
- (5) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 工事アドバイザーは、道路交通や希少動植物、歴史・文化、まちづくりに関し専門的知識と経験を有する者の中から、土木部長が選任した別表の専門家とする。

（任期）

第4条 工事アドバイザーの任期は、選任の日から1年とする。

2 工事アドバイザーは、再任されることができる。

（工事アドバイザー会議）

第5条 土木部長は、必要がある場合は、工事アドバイザーで構成する「はりまや町一宮線（はりまや工区）工事アドバイザー会議」（以下「工事アドバイザー会議」という。）を開催する。

2 工事アドバイザー会議に座長を置く。

3 座長は、工事アドバイザーの中から土木部長が選任する。

4 座長は、工事アドバイザー会議を代表し、会務を総理する。

（工事アドバイザー以外からの意見聴取）

第6条 土木部長は、必要があると認めるときは、工事アドバイザー以外の者から意見を聴き、又は工事アドバイザー会議に出席させて、意見を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 工事アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。工事アドバイザーを退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 工事アドバイザーに関する庶務は、高知県土木部都市計画課及び高知土木事務所において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、工事アドバイザーに関して必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

はりまや町一宮線（はりまや工区）工事アドバイザーネーム簿

(別表)

任期；令和元年11月1日～令和2年10月31日

テーマ	氏名	職名等	専門分野
道路交通	○ 那須 清吾 ナス セイゴ	高知工科大学 教授 [はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会会長]	行政経営
希少動植物	石松 慎 イシマツ アツシ	長崎大学 名誉教授	環境生理学 生理生態学
	伊谷 行 イタニ ギョウ	高知大学 准教授	海洋底生生物学
	大野 正夫 オオノ マサオ	高知大学 名誉教授 [はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会委員]	海洋植物学
	張 浩 チヨウ コウ	高知大学 准教授	土砂水理学
歴史・文化	北垣 聰一郎 キタガキ ソウイチロウ	石川県金沢城調査研究所 名誉所長	石垣
	宅間 一之 タクマ カズユキ	土佐史談会 会長	歴史
	山中 稔 ヤマナカ ミノル	香川大学 教授	地盤環境工学 土木文化財工学
	渡部 淳 ワタナベ ジュン	高知県立高知城歴史博物館館長	歴史
まちづくり	北山 めぐみ キタヤマ	高知工業高等専門学校 助教	都市計画
	橋田 剛 ハシダ カタシ	北街地区町内会連合会会長 [はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会副会長]	新堀川周辺の地域の代表
	福留 正充 フクドメ マサミツ	高知市都市建設部都市計画課長 [はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会委員]	まちづくりの主体である行政の代表

○：座長